

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社住友塗装	代表者氏名	住友 伸也
主たる営業所の所在地	香川県高松市円座 462 番地 1		
許可番号	香川県知事許可 (般-30) 第 8 1 6 2 号	許可を受けている建設業の種類	塗、防

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 2 月 9 日	処分を行った者	香川県知事
根拠法令	建設業法第 2 9 条第 1 項 (第 8 条第 1 2 号該当)		
処分の内容 建設業法第 29 条第 1 項による許可の取消し			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
有限会社住友塗装の取締役である住友伸也は、平成 30 年 11 月 8 日に高松簡易裁判所において、暴行の罪により、罰金 10 万円の略式命令を受け、同年 11 月 27 日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する許可の取消事由に該当する。			
その他参考となる事項			